

みやこ

# 京の景観ガイドライン

## ■全体計画編（案）

※ 発行の際には、図表，写真，コラム等を挿入します。

# 目 次

## 序 章

### はじめに

- 京都市の景観政策 ..... 1
- 本ガイドラインの位置付け ..... 3

## 本 編

1. 京都の景観の特性 ..... 5
2. 京都の景観政策の基本方針 ..... 6
3. 京都市の景観政策 ..... 8
4. 地域の景観特性に応じた景観づくり ..... 12
5. 重要な建造物等を保全するための様々な制度 ..... 19

## はじめに

### 京都市の景観政策

歴史都市・京都は、1200年を超える悠久の歴史の中で、山紫水明と称えられる豊かな自然と、数多くの歴史的資産や風情ある町並みとの融合により、地域ごとに特色ある景観を創り出し、また、それらが一体となることにより京都らしい奥深い景観を育んできました。

京都市では、都市計画行政の重要部門の一つとして、早くから景観保全政策に取り組んできました。明治・大正・昭和にわたる近代化、第二次世大戦後の経済復興やこれに続く高度経済成長など、今日に至るまでの都市の拡大や経済活動の活発化に対応するため、常に制度の充実を図ってきました。その歩みは、市民や国民の、京都の景観への高い関心に支えられてきたものと言えます。

国においては、21世紀を迎え、経済社会の成熟化に伴い、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、生活空間の質の向上という観点から個性のある美しい町並みや景観の形成が国家レベルでも求められるようになり、景観に関する基本法制として、平成16年6月に景観法が公布されました。

景観法の施行を受け、京都市では、市民とともに、歴史都市・京都の優れた景観を守り、育て、つくり、そしてこれらを生かしていくため、これまでの京都の景観に関する制度や取組等を盛り込んだ景観づくりに関する総合的な計画として、平成17年12月に京都市景観計画を策定し、以降、政策の充実と共に改訂しています。

#### ！ 景観政策の体系図

【上位計画】

京都市基本構想  
京都市基本計画・各区基本計画  
世界文化自由都市宣言 等

【分野別計画】

京都市景観計画  
〔 景観法に基づく  
景観に関する総合計画 〕

【その他の分野別計画】

京都市歴史的風致維持向上計画  
京都市都市計画マスタープラン  
京都市住宅マスタープラン 等

【都市計画】

歴史的風土特別保存地区  
風致地区  
景観地区  
伝統的建造物保存地区  
高度地区 等

【条例】

眺望景観創生条例  
自然風景保全条例  
風致地区条例  
市街地景観整備条例  
屋外広告物等に関する条例 等

※都市計画及び条例の関係は次のページのとおり

＜景観の保全・再生・創出のための地域又は地区と関係法令＞

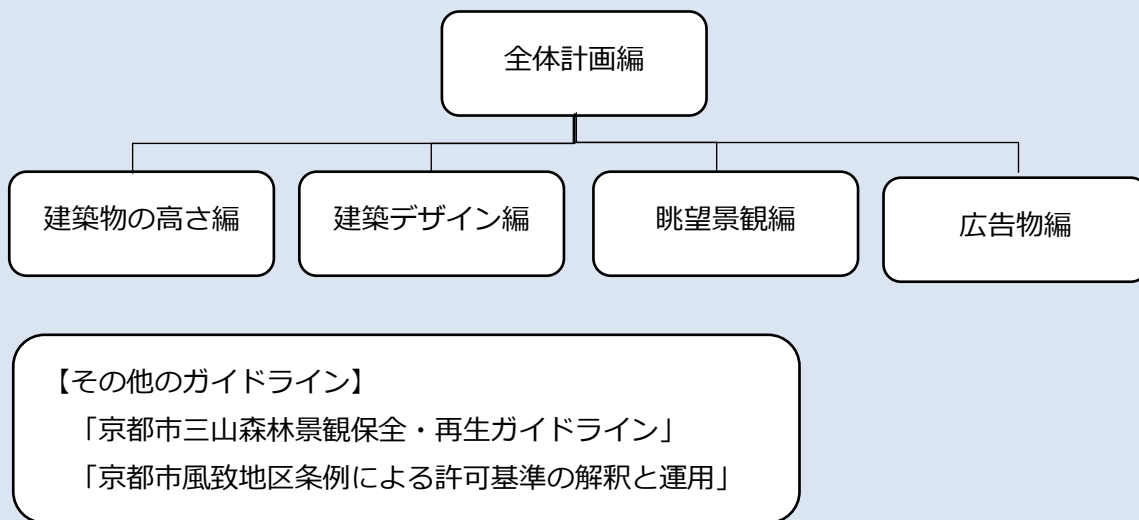
体系	地域又は地区	区域指定の根拠
建築物の高さ	高度地区	都市計画法，建築基準法
	眺望空間保全区域	京都市眺望景観創生条例
	風致地区	都市計画法，京都市風致地区条例
自然・歴史的 景観の保全	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区	歴史的風土の保存に関する特別措置法 都市計画法
	自然風景保全地区	京都市自然風景保全条例
	特別緑地保全地区	都市緑地法，都市計画法
	近郊緑地保全区域 近郊緑地特別保全地区	近畿圏の保全区域の整備に関する法律 都市計画法
	景観地区 (美観地区，美観形成地区)	景観法，都市計画法，京都市街景観整備条例
市街地景観の 整備	建造物修景地区	景観法，京都市街景観整備条例
	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法，都市計画法， 京都市伝統的建造物群保存地区条例
	歴史的景観保全修景地区	京都市街景観整備条例
	界わい景観整備地区	京都市街景観整備条例
	眺望景観の 創生	眺望景観保全地域 (近景デザイン保全区域) (遠景デザイン保全区域)
屋外広告物	屋外広告物規制区域等	京都市屋外広告物等に関する条例

※           については，都市計画法で定めているものです。

## ■ 本ガイドラインの位置付け

- 本ガイドラインは、京都市の景観政策の枠組みや景観政策のマスタープランである「京都市景観計画」の内容等を分かりやすくまとめたものです。
- 「京の景観ガイドライン」は、京都の景観政策の全体の枠組みをまとめた「全体計画編」（本ガイドライン）と、それぞれの基準等を分かりやすくまとめた「建築物の高さ編」、「建築デザイン編」、「眺望景観編」、「広告物編」の4つで構成しています。

### ！ 京の景観ガイドラインの構成



建築物の高さ編・・・高度地区による高さ規制の基本的な考え方や、高さの設定の考え方、地区計画や許可制度の考え方を分かりやすく取りまとめています。

建築デザイン編・・・建築物等のデザイン基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説しています。

眺望景観編・・・眺望景観に関する規制や手続について事例を交えて分かりやすく解説しています。

広告物編・・・広告物のデザイン基準や手続について事例を交えて分かりやすく解説しています。

# 本 編 (全体計画編)

## 1. 京都の景観の特性

京都市景観計画では、「京都の景観の特性」について、以下のように記載しています。

京都は、山紫水明の都といわれ、京都盆地を取り囲み、市街地から眺望される低くならかな三方の山並み、鴨川をはじめ市街地を流れる河川等の豊かな水辺空間、吉田山などの点在する緑地、千二百年を超える悠久の歴史と文化を伝える世界遺産をはじめとする数多くの社寺等の建造物、史跡、名勝及び伝統的な建造物からなる風情ある町並みなどが、優れた景観を織り成す歴史都市である。

こうした京都の景観は、本来、京都特有の自然環境の中で伝統として受け継がれてきた都の文化と町衆による生活文化とが色濃く映し出されているものであり、日々の暮らしや生業等の都市の営みを通じて、京都独特の品格と風情が醸し出されてきたものである。また、時の移ろいとともに、おだやかに変化する町の佇まいや四季折々の彩りが京都の景観に奥深さを与えてきた。

京都の景観は、視覚的な眺めだけではなく、光、風、音、香りなど五感で感じられるもの全てが調和し、背景に潜む永い歴史と人々の心の中に意識されてきた感性や心象も含めて捉えられ、永く守るべきものとして認識されてきた。

同時に、京都ブランドの源泉として、“ものづくり都市・京都”の伝統と技術に支えられ、新たな京都の活力を生み出してきた。

このように、京都の景観は、豊かな自然とのかかわりの中で、永い歳月をかけて人々の暮らしや生業とともに育まれ、受け継がれてきた文化的景観でもある。

## 2. 京都市の景観政策の基本方針

京都市景観計画では、「基本方針」として、以下の4つの項目を掲げています。

- (1) 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進
- (2) 市民等の自発的な活動や協働による良好な景観形成の推進
- (3) 総合的な景観形成の推進
- (4) 進化する景観政策



### (1) 時を超え光輝く京都の景観づくりの推進

- ・ 山紫水明と称えられる豊かな自然と1200年の悠久の歴史に育まれた歴史都市・京都の美しい景観は、先人達のたゆまぬ努力で守り、育てられてきました。
- ・ この優れた景観を守り、未来の世代に継承することは、現代に生きる私達一人一人の使命であり責務です。
- ・ 50年後、100年後の京都の将来を見据えた歴史都市・京都の景観づくり推進していきます。

#### ！ 歴史都市・京都の景観形成に関する「5つの基本的な考え方」

##### ① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成

盆地景を基本とする自然景観の保全とともに、緑景・水景等の自然的景観の連なりを基調とし、積極的な緑化等により、自然と共生する都市環境を創出することを基本としています。

##### ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成

歴史的景観の保全・再生とともに、創造的視点を加えた、新たな時代を代表する優れた景観の創出を図り、これらが調和する都市イメージを具現化することを基本としています。

##### ③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成

日常の暮らしや生業から醸し出される京都らしさを活かした個性ある多様な空間を創出するとともに、これらが連続し、重なり合うことによっても、京都らしさを感じさせる都市空間を創出することを基本としています。

##### ④ 都市の活力を生み出す景観形成

京都に付加価値をもたらす、居住者や来訪者の増加、優れた人材の集積、地場産業・観光産業・知識産業等への投資の増大につなげることにより、都市の活力の維持・向上の源となることを基本としています。

##### ⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

景観形成にあたり“公共の財産”としての景観に対する意識の醸成や共同体における価値観の共有を促進するとともに、景観形成への参加・協力により、市民、事業者、行政等のあらゆる主体が、京都の景観の価値をあらためて認識し、それぞれの役割を踏まえた一体となって取り組むことを基本としています。





## (2) 市民等の自発的な活動や協働による景観形成の推進

- 景観は、都市の様々な営みの「現れ」であり、市民をはじめとするあらゆる主体が参加・協力・協働しなければ、優れた景観を形成することはできません。
- そのため、京都市は、市民、事業者の自発的・主体的な取組と協働を促進し、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと密接な連携を図るとともに、景観法に基づく景観整備機構の制度を積極的に活用します。



## (3) 総合的な景観形成の推進

- 京都市は、景観に影響を及ぼす背景となる社会経済情勢の動向を踏まえ、文化、住宅、産業、観光、交通、教育、福祉等の各種政策の連携を図り、総合的な景観形成の取組を行います。



## (4) 進化する景観政策

- 京都市は、絶えず景観政策の進化を図るため、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、都市計画および条例等の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとします。

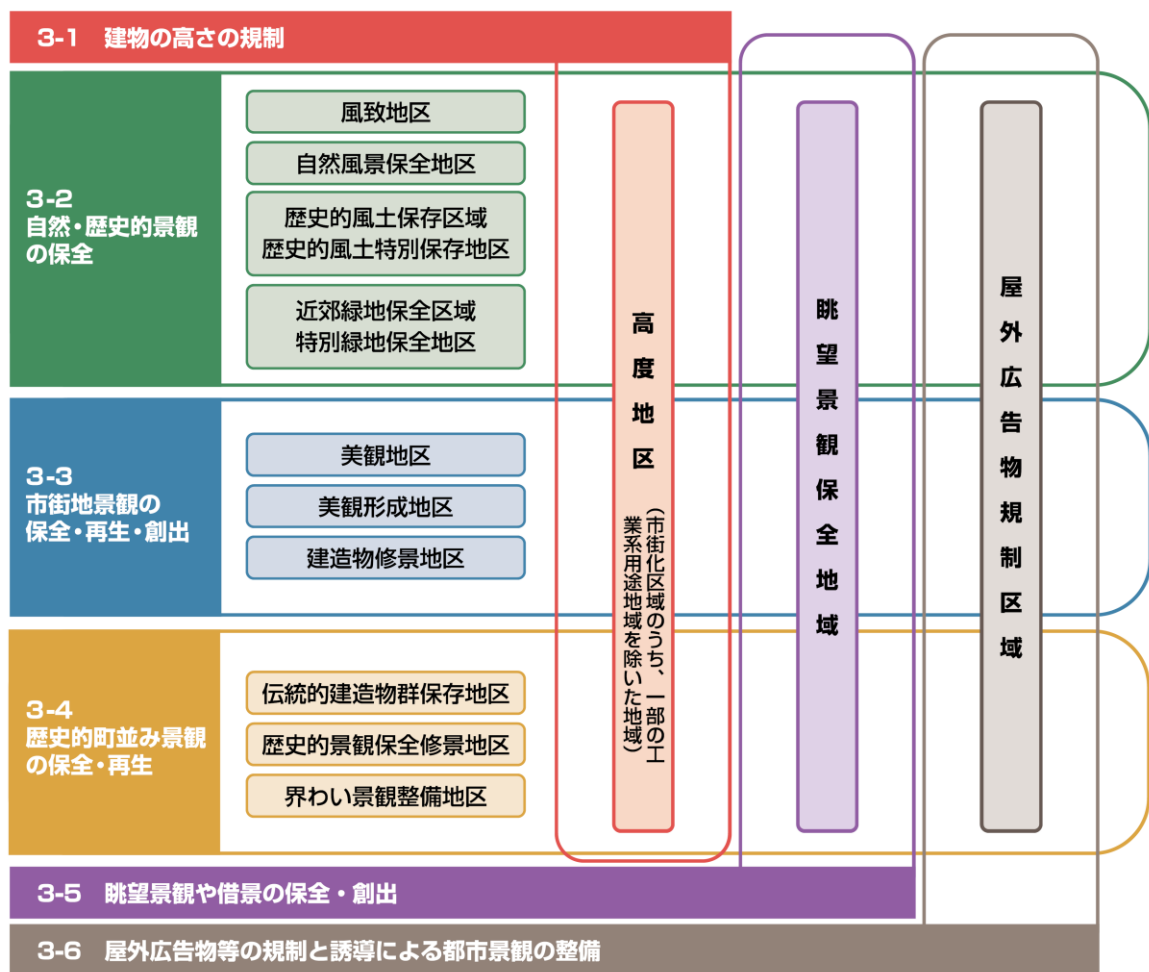
### 3. 京都市の景観政策

#### 景観政策の体系

- 京都の景観を形成してくため、京都市では、景観計画に定めた方針のもと、京都の景観を守り、育て、未来に引き継ぐものとして、様々な制度や仕組みを設けています。具体的には、下図のような地区等を定め、それぞれに制限を設けています。
- 景観政策は、景観の保全・再生・創出のための規制に加え、地域の景観特性に応じたまちづくりの推進と景観上重要な建造物等を保全する取組など総合的な景観政策を推進しています。

#### <景観の保全・再生・創出のための制度・仕組みの体系図>

地域の特性を活かした規制による景観の誘導



地域のまちづくりの推進・協働による景観づくり → 第4章



景観上重要な建造物等を保全するための様々な制度 → 第5章



## (1) 建物の高さの規制

### ■ 建物の高さの規制に関する方針

- ・ 都市は、地形などの自然的なものから、ビルや住宅などの建物や工作物といった人工的なものまで、様々な要素によって空間が構成されています。
- ・ この立体的に成り立っている都市の中で、建物の高さは、都市全体の景観イメージの形成に大きな影響を及ぼすものです。とりわけ、盆地を中心に市街地が形成されている京都市においては、周囲を取り巻く山並みとの関係の中で、建物の高さを考える必要があります。
- ・ また、京都の市街地は、土地利用や町並みの様子、将来のあるべき姿など、それぞれの市街地ごとに特性が異なっており、それらの特性に応じて、「景観の保全・形成」「住環境の保全・整備」「都市機能の充実・誘導」の3つの観点のバランスを考慮する必要があります。
- ・ このため、商業・業務の中心地区である都心部の建物については一定の高さを認めつつも、この都心部から山すしに行くに従って、次第に建物の高さが低くなるような空間構成を高さ規制の基本方針としています。

### ■ 建物の高さの規制の手法

- ・ 建物の高さの規制については、都市における建物の高さの基本方針に沿い、世界遺産周辺、良好な低層住宅地、歴史的な建造物が多く存在する地区、豊かな水辺空間を有する地区など、様々な特性を有する地区の集合体として歴史都市・京都が形成されていることを踏まえ、それぞれの地区の景観特性や市街地環境の特性に合ったものとしています。
- ・ 都市計画で定める高度地区では、三方の山々との調和を図る低層の市街地においては10m、京町家との調和を図る市街地においては、都市空間として違和感のない高さである15m、商業・業務の中心地区である都心部の幹線道路沿道においては31mといった高さの最高限度を、地域の特性を踏まえ、6段階で定めています。
- ・ 高度地区は、らくなん進都と横大路地域を除く市街地の約97%を指定しています。
- ・ さらに、三方の山々の山すしに集積する歴史的遺産や緑豊かな住宅地の保全のため、風致地区の制度による建物の高さの規制も行っています。
- ・ また、優れた眺望景観を保全するため、眺望空間保全区域の指定により、京都市眺望景観創生条例に定められた標高規制を行い、建物の高さを規制しています。



## (2) 自然・歴史的景観の保全

- ・ 京都市の自然景観は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある特徴的なものであり、このような盆地景は先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤とも言うべきものです。また、その山並みと、山ろく部を中心に点在する著名な社寺や史跡等の歴史的資産が、相互に重なり合うことで風情豊かな歴史的景観を生み出しています。
- ・ この優れた自然的、歴史的景観を保全するために、京都市では、歴史的風土保存区域、風

致地区、自然風景保全地区、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区等の制度を定めて活用しています。

### (3) 市街地景観の保全・再生・創出

- 京都は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある豊かな自然景観の中に、数多くの社寺や史跡、趣のある美しい町並みが残る、自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市です。それと同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端を行く産業の盛んな大都市でもあります。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街地景観を形成していくことが重要です。
- 京都市は、景観法に基づき、建物等のデザインについて、それぞれの地域特性に応じた基準を設け、地域の特色を活かした市街地景観の保全・再生・創出を図っています。

#### <市街地景観の整備のための景観類型区分>

地域の特性を活かした市街地景観の保全・再生・創出を図るため、景観法による景観地区の制度を活かした美観地区及び美観形成地区の指定や、それよりも緩やかな景観制度である景観計画に基づく建造物修景地区の指定を行っています。区域の指定に当たっては、地域の特性を踏まえた12地区の類型に区分し、それぞれの地域特性に合った建物等のデザイン基準を定めています。

### (4) 歴史的町並み景観の保全・再生

- 京都には、伝統的な建物やそれらが一体となって形成する歴史的町並みが数多く残っています。これらの町並みは、京都の伝統的な建築様式と生活文化を今に伝えています。そのような歴史的な町並みを後世に継承していくことは、京都市の基本的課題です。
- そこで、京都市では、歴史的町並みや特色ある市街地景観が形成されている地域については、地区を指定し、それぞれの地区ごとに景観特性を守り、活かすための詳細な計画等を定めることで、町並み全体の保全・再生を図っています。また、これらの地区の建物の修理・修景工事に必要な費用の一部を補助し、町並みの保全・再生に努めています。
- さらに、景観上特に優れた外観を持つ建物については、景観重要建造物などに個々の建物ごとに指定し、その外観の修理・修景工事に必要な費用の一部を補助することで、以後の景観形成の基準となるよう保全・再生を図っています。

### (5) 眺望景観や借景の保全・創出

#### ■ 眺望景観や借景の保全・創出に関する方針

- 京都の眺望や借景は、歴史的な建物、河川等の自然環境、そして三方の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園長めに取り込み、一体的な景観として捉える借景など、視界に入るすべての景観が重なり合って織り成す「景色」、「風景」が数多く広がっており、京宇都の景観を構成する重要な要素となっています。

- また、京都の眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして、これらを総合的に捉えることができます。
- 京都市では、京都市眺望景観創生条例に基づき眺望景観保全地域を指定し、標高規制による建物等の高さ規制や、形態、意匠、色彩等についての基準を定め、京都のかけがえのない良好な眺望景観の保全を図っています。
- また、平成30年には、地域の歴史や文化を伝える社寺及びその周辺の一体的な優れた歴史的景観の保全、創出を図るため、視点場を追加指定するとともに、参道その他境内地周辺の道及びその周辺の樹木、建築物等によって境内等と一体的に構成される参道や門前等の眺望景観を保全、創出するため、参道等を新たに視点場として定義するなど、社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全策を充実しています。



## (6) 屋外広告物等の規制と誘導による都市景観の整備

### ■ 屋外広告物等の規制と誘導に関する方針

- 都市の景観は、自然や建物だけでなく、あらゆる都市活動から生み出されるものであり、屋外広告物もその一つです。
- 京都市では、京都市屋外広告物等に関する条例に基づき、市内全域で屋外広告物規制区域等を指定し、建物に関する規制や地域ごとの景観特性に応じた屋外広告物に関する基準を定めるとともに、優良な屋外広告物に対する支援制度を設けることで、美しく品格のある都市景観の形成を図っています。

### ■ 屋外広告物等の主な規制の概要

- 京都市内での屋外広告物の表示や掲出物件の設置等を行う業者に対しては、京都市への屋外広告物業の登録を義務付けています。登録を受けずに業を営む等の違反行為に対しては、懲役・罰金等の罰則を設けています。また、屋外広告物を表示するためには、あらかじめ市長の許可が必要となります。
- 屋外広告物の規制に関する制度の詳細は、「京の景観ガイドライン（屋外広告物編）」をご覧ください。



## 4. 地域のまちづくりの推進・協働による景観づくり

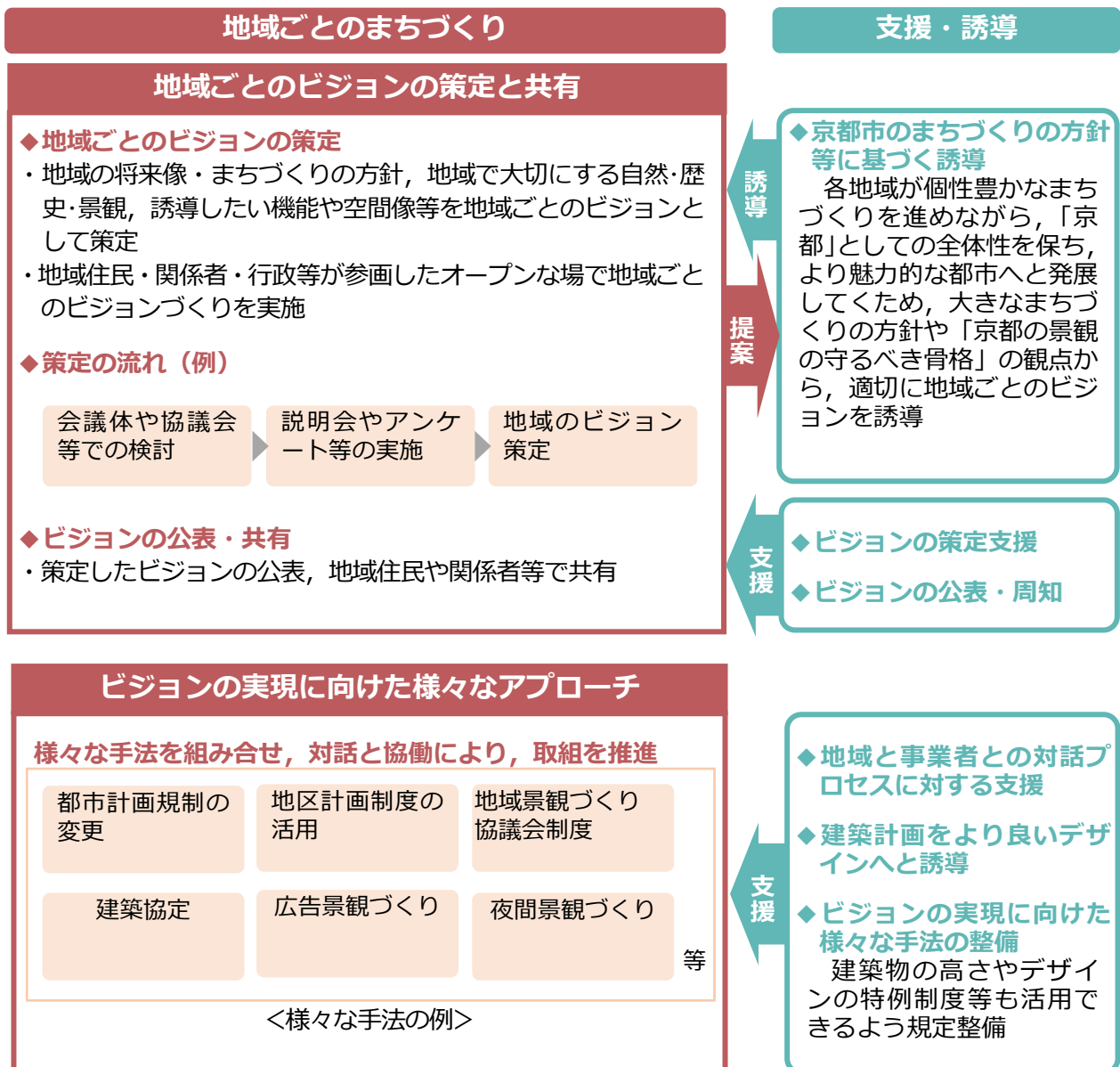
### 地域のまちづくりの推進

京都市は個性的な地域が集合した都市であり、地域固有の自然、歴史、文化、暮らしや営みが地域の景観の特性として現れています。さらに、景観の本質は地域のコミュニティのあり方と深く結びついており、住民により、まちが大切にされ、様々なまちづくりの取組が行われていることが、気配や雰囲気、佇まいの良さを含む京都の景観の魅力を支えています。

京都がこれからも魅力的なまちであり続けるためには、地域ごとに将来像やまちづくりの方針等をビジョンとしてまとめ、共有し、ビジョンの実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

建物や看板の色や形を規制するだけでなく、まち全体を生き活きとした場とするため、地域ごとにビジョンを創り、実現していくまちづくりのプロセスを景観政策としても支援します。

#### <地域のビジョンを様々な主体が共に創り実現していく景観まちづくりの全体スキーム>



## ■ 京都市のまちづくりの方針と地域ごとのビジョン

### ◆ 京都市のまちづくりの方針

「京都市のまちづくりの方針」とは、京都市全体の都市としての将来像やまちづくりの方針で、京都市会の議決や市民参加の手続を経て定められ、公表されているものをいいます。

まちづくりの方針として代表的なものは、「世界文化自由都市宣言」や「京都市基本構想」、「京都市基本計画」などがあります。

また、京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例では、京都市都市計画マスタープランや商業集積ガイドプラン、京都市緑の基本計画、京都市住宅マスタープラン、京都市景観計画、京都市歴史的風致維持向上計画、「歩くまち・京都」総合交通戦略、京都市MICE戦略、京都市持続可能な都市構築プラン等が「まちづくりの方針」に位置付けられています。

#### <主な京都市のまちづくりの方針>

- ・ 世界文化自由都市宣言
- ・ 京都市基本構想
- ・ 京都市基本計画
- ・ 京都市都市計画マスタープラン
- ・ 京都市持続可能な都市構築プラン
- ・ 京都市景観計画
- ・ 京都市歴史的風致維持向上計画
- ・ 京都市緑の基本計画
- ・ 京都市レジリエンス戦略
- ・ 京都市環境基本計画
- ・ 「歩くまち・京都」総合交通戦略
- ・ 商業集積ガイドプラン
- ・ 京都市住宅マスタープラン
- ・ 京都文化芸術都市創生計画 等

◆ 地域ごとのビジョン

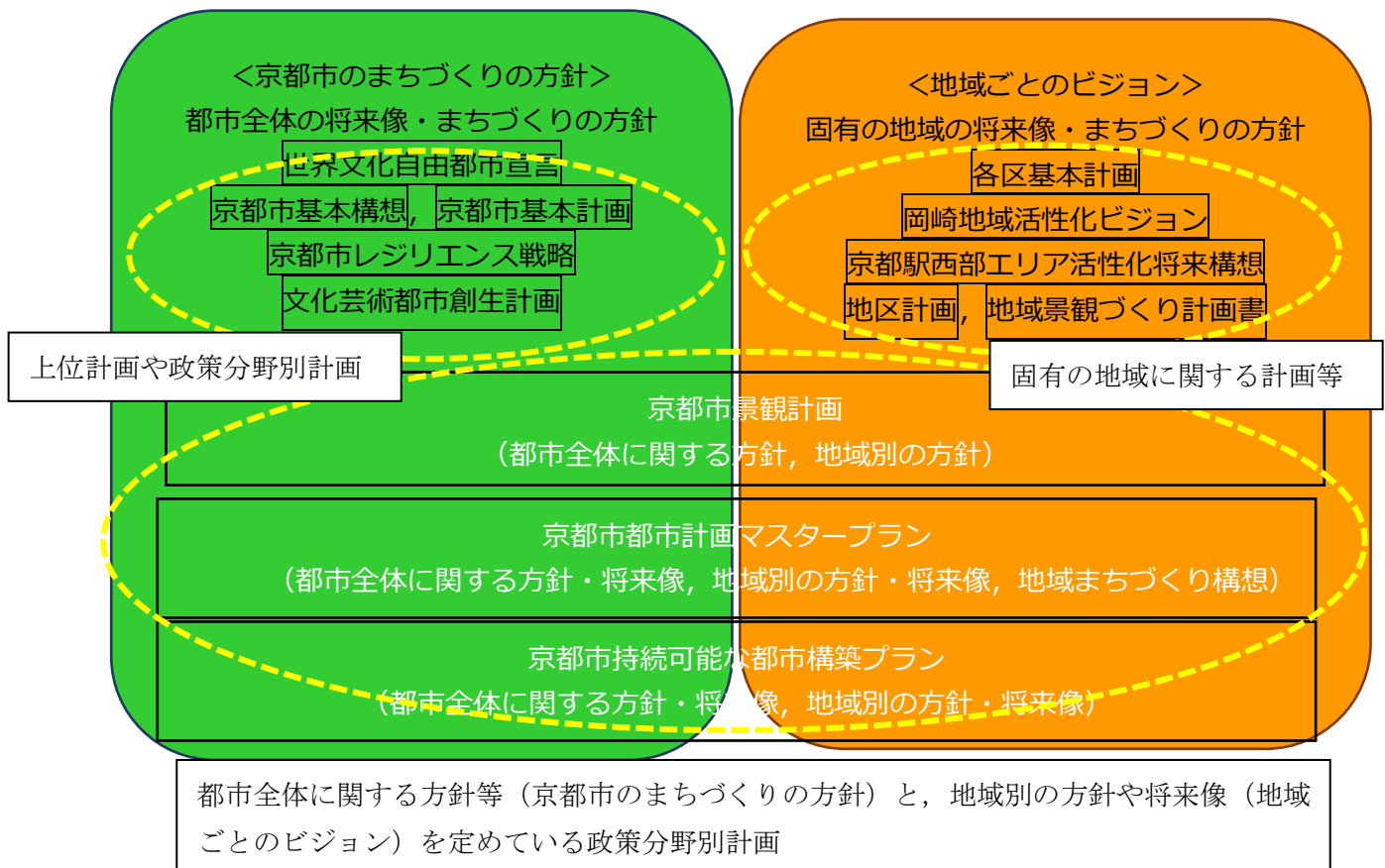
京都市では行政区ごとに、各区の個性を生かした魅力ある地域づくりの指針として「各区基本計画」が定められています。

また、市内には、「岡崎地域活性化ビジョン」や「京都駅西部エリア活性化将来構想」など、固有の地域の「ビジョン」や「将来構想」等がある地域や、「地区計画」や地域景観づくり協議会制度の「地域景観づくり計画書」等、地域の住民主体で将来像やまちづくりの方針を示し、まちづくりに取組まれている地域も多くあります。

さらに、京都市では政策分野別に様々な計画等を策定しており、その中には、市内の固有の地域の将来像やまちづくりの方針を地域ごとのビジョンをとして定めているものもあります。

例えば、京都市景観計画は景観政策に関する分野別計画ですが、京都市全体の景観政策に関する方針と共に、市内の各地域の景観形成に関する方針（地域ごとのビジョン）を定めています。都市計画マスタープランや京都市持続可能な都市構築プランでは、都市計画等の観点から、地域ごとの将来像を定めています。

◆ 京都市のまちづくりの方針・地域ごとのビジョンのイメージ

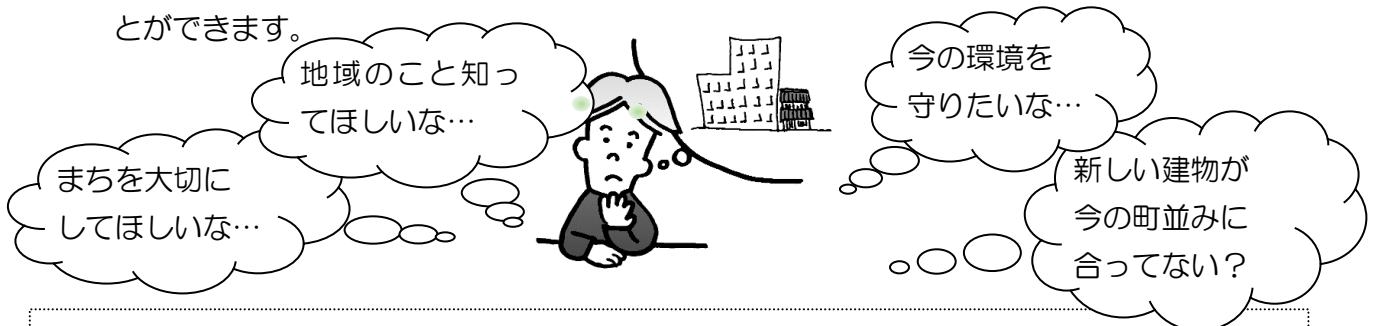




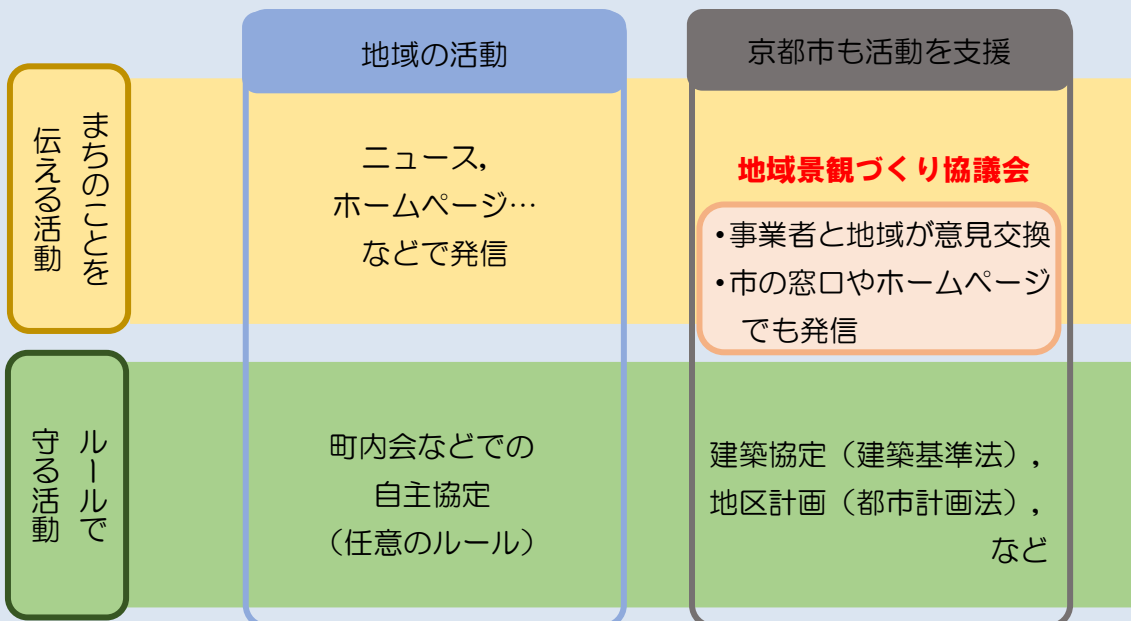
## 地域景観づくり協議会制度

### ■ 制度の概要

- ・ 景観は、それぞれの地域ごとの歴史、風土、文化や伝統、一人ひとりの暮らしや営みなどが背景となってつくられるものです。
- ・ まちの景観の魅力を楽しみ、維持・継承・改善するために、地域の方々が主体的に行う様々な活動は、その地域ならではのいきいきとした景観として表れてくるとともに、そのようにしてつくられた良好な景観が人々の地域に対する愛着を育みます。
- ・ 地域景観づくり協議会は、「今の地域の良さを守りたいな…」「もっとこうすれば地域が良くなるな…」など、地域の方々が思いや方向性を共有し、地域が主体となった景観まちづくりを進めていくことを目的とした制度です。
- ・ 地域景観づくり協議会は、**建築等をしようとする事業者等の方々に対して、景観関係の手續に先立ち**、建築等の計画内容について、地域の方々と**意見交換を実施**していただくことで、「あそこにはどんな建物が建つのかな?」「どんな人が住むのかな?」など、地域のまちづくりに関わる情報を共有することができます。
- ・ 意見交換をすることで、「まちを大切にしてほしいな…」「地域のこと知ってほしいな…」など、地域のことを伝え、事業者や設計者と協力して、地域にふさわしい建築計画の実現を目指すことで、地域と地域で新しく活動をされる人と一緒に景観まちづくりを進めていくことができます。



### ！ 地域の景観まちづくりの活動と地域景観づくり協議会制度



## ■ 制度を活用するには…

### ◆ 「地域」の誰が、事業者と意見交換をするの？

- ・ 特定の個人ではなく、地域みんなの「組織」であることが大切です。このため、以下の要件等を満たした地域の組織を、京都市が「地域景観づくり協議会」として認定します。

#### <協議会の認定の要件の例>

- ・ 活動の主な目的が景観づくりであること
- ・ 地域住民等へ周知し、意見を聴いているものであること
- ・ 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがないこと 等

### ◆ 何をベースに、事業者と意見交換をするの？（事業者に、地域の何を伝えるの？）

- ・ 事業者との意見交換で何を伝えるかについて、あらかじめ、地域の景観づくりの方針、目指すまちの姿を、地域でまとめます。それを京都市が「地域景観づくり計画書」として認定し、この計画書に沿って意見交換を行います。

### ！ 地域景観づくり計画書ってどんなの？

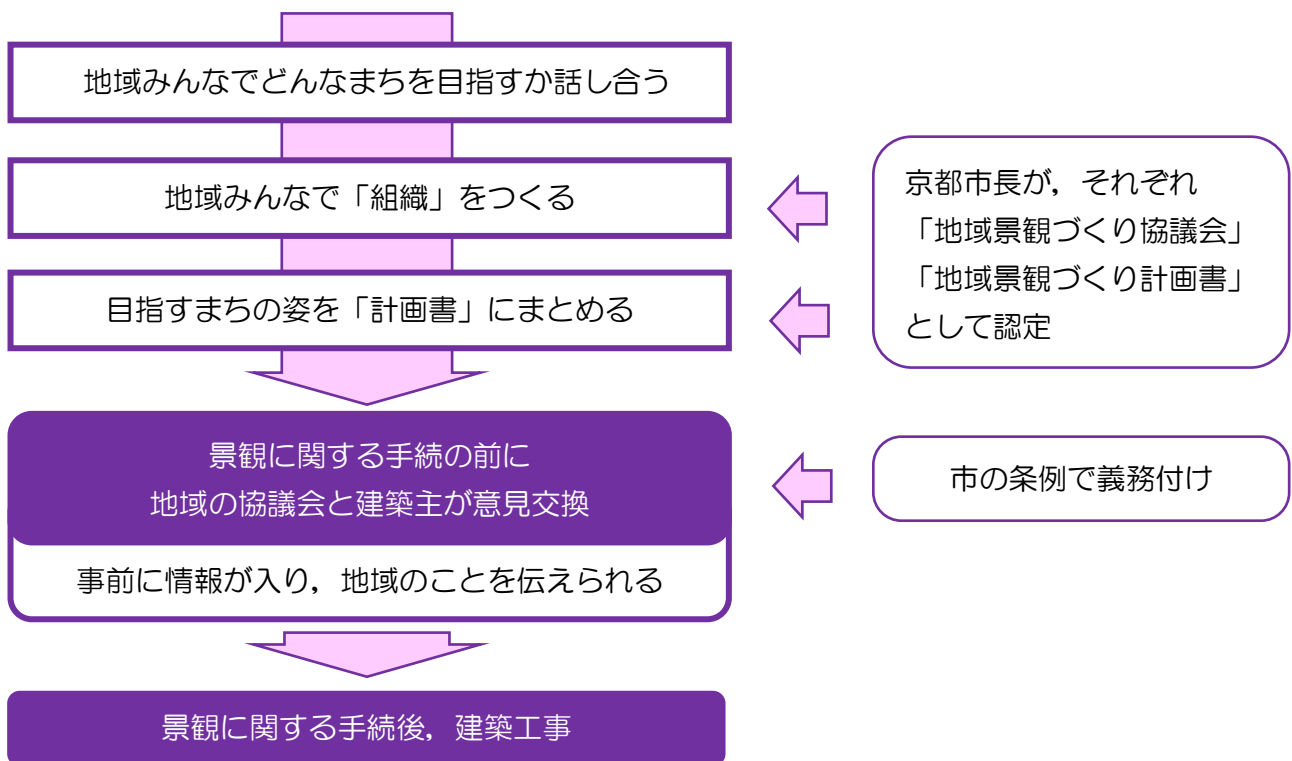
- 地域景観づくり計画書は地域の大事にしている価値や、地域の目指す将来像など、地域の想いがつまっています。
- そのため、みんなでまちのことを考え、「うちのまちをこうしたい！」という多くの人の思いや目標をまとめることが重要です。
- 目に見える形にまとめることで、どんなまちを目指しているか、伝えやすくなります。

#### <計画書に書いてあること>

- ・ 地域が大事にしている価値（暮らし、営み、雰囲気）
- ・ 地域が大切にしている活動（防災、福祉、におい等）
- ・ 地域が目指す空間像
- ・ 地域景観づくり協議地区（＝意見交換対象となる地区）
- ・ 意見交換の対象とする行為



### ◆ 協議会の認定と計画書の策定の流れ



### ◆ 地域景観づくり計画書をつくるまで

- ・ 「制度を活用したい」「どうやって景観まちづくりを始めたら良いんだろう」と思ったら、京都市や景観整備機構（京都市景観・まちづくりセンター、京都景観フォーラム）へご相談ください。
- ・ 地域みんなでどんなまちを目指すかを話し合う場に専門家を派遣し、協議会の設立や計画書の認定に向けたアドバイスを行うことができます。

### ◆ 地域景観づくり計画書ができあがったら

- ・ 地域の景観や風情を守るための地域の思いをとりまとめた「地域景観づくり計画書」を京都市の窓口やホームページで発信することで、新たに地域で事業等をしようとする方に対し、早い段階で、地域の想いを伝えることができます。



## ■ 地域と事業者の意見交換

- 市街地景観整備条例により、「地域景観づくり協議地区」において、建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手に先立ち、建築等の計画内容について、「地域景観づくり協議会」と意見交換することを義務付けています。

### ◆ **調査段階** まずは京都市に問い合わせ

- 新しく土地を買ったり、借りたり、建物を建てることを検討されている場所が、「地域景観づくり協議地区」に入っていたら、京都市にお問い合わせください。
- その土地の景観規制や地域景観づくり協議会が大切にしていることをお伝えするとともに、地域景観づくり協議会の連絡先をお伝えします。

### ◆ **構想段階** 地域景観づくり協議会への連絡

- 建築物、工作物の新築、改築等、看板の設置、変更等の行為を行おうとされる事業者等は、構想段階で、地域景観づくり協議会に連絡していただきます。
- 協議会から、意見交換の方法や必要書類等についてお伝えするとともに、地域のまちづくりの方針をお伝えします。

### ◆ **計画・設計段階** 意見交換の開催

- 計画の構想段階など、なるべく早い段階で意見交換することで、より充実した意見交換、良好な建築計画とすることができます。
- 意見交換では、事業者等から、対象行為の計画について御説明いただき、地域景観づくり計画書を基に、地域にふさわしい景観につながる計画となるよう意見交換を行います。
- 意見交換の内容を踏まえて、より地域にあった計画に向けて、設計を進めていただきます。

### ◆ **各種手続き** 京都市に状況報告書を提出

- 事業者は、景観に関する手続き（景観地区での認定、風致地区・屋外広告物条例の許可等）を行う際、協議会との意見交換をした状況報告書を添えていただきます。

## 5. 景観上重要な建造物等を保全するための様々な制度

### 景観重要建造物

- 京都市には、外観が景観上の特色を有し、歴史都市・京都の景観を形成するうえで重要な構成要素となる京町家、社寺、近代建築物等の歴史的な建造物が多数存在しています。
- 京都市では歴史的な建造物及び伝統的な様式を有する建造物のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものについて、積極的に景観重要建造物の指定を行っています。
- 指定された建造物については、その所有者に対して建造物の保全措置等に関する制約や負担が生じることから、その建造物の歴史的な様式を保全するために必要な外観に係る修理・修景に対して、その費用の一部を補助しています。
- また、建築基準法の緩和による積極的な支援を行っています。

### 歴史的風致維持向上計画・歴史的風致形成建造物

- 京都市では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」を積極的に活用し、これまでの本市における自然・歴史的景観や歴史的な町並みの保全・再生、無電柱化などの取組を更に推進するため、「京都市歴史的風致維持向上計画」を策定しています。
- これにより、歴史的な建造物の修理や道路環境の整備など、歴史的風致の維持向上を図るためのまちづくりを国の支援を受けながら推進できるようになりました。
- また、良好な歴史的環境の維持及び向上のため、京都市歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められる建造物を、歴史的風致形成建造物に指定し、歴史的風致を形成している建造物を所有し、維持・向上に努めてこられた方々への支援を行っています。

### 京都市京町家の保全及び継承に関する条例

- 京都市では、歴史都市・京都の歴史、文化及び町並みの象徴である京町家の保全及び継承を、多様な主体との協働の下に推進していくことを目指し、平成29年11月16日に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（京町家条例）を制定しました。
- 本条例においては、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、区域や個別の京町家を京都市が指定し、様々な支援を行っています。

### 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

- 京都市内には、いわゆる京町家などの、歴史都市・京都の景観を形成し、生活文化を伝える伝統的な木造の建築物が数多く存在しています。また、明治期から戦前までの京都の近代化の過程で建築されてきた鉄筋コンクリート造やれんが造等の建築物も多数存在しています。これらの建築物は、良好な状態で次世代に継承していかなければならない景観的、文化的に貴重な資産です。



- こうした歴史的建築物の景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら、それぞれの建築物に適した安全性を確保するため、建築基準法の適用を除外し、法の下では困難であった建築行為を可能とする規定等を定めた「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を制定し、歴史的建築物の次世代への継承を図っています。

## 景観重要公共施設

- 自然・歴史的景観の保全、市街地景観の整備及び眺望景観の創生を図るべき地区において景観上重要な構成要素となる道路、河川、港湾、公園等及び良好な景観の形成に向けた整備が行われる道路、河川、港湾、公園等を景観重要公共施設とし、良好な景観の維持を図っています。
- 京都市中心部にある広大な緑地であり、京都御所及び周囲の道路や沿道の町並みと一体をなして景観上重要な構成要素となる京都御苑を景観重要公共施設としています。

## 文化的景観

- 文化的景観は、文化財保護法において、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」と位置づけられています。
- 京都の景観は、常に本物を追及しながら新しい要素を積極的に取り入れていく京都の気風により、時代とともに創造的に発展させながら受け継がれてきた文化的景観であり、文化、産業、観光等の各種政策や市民をはじめとするあらゆる主体との連携を図りながら、文化的景観が持つ価値を保存するだけでなく創造的な視点を加えて継承する景観形成に取り組んでいます。
- 特に重要なものは、文化財保護法により「重要文化的景観」として選定され、京都市では、平成27年10月に「京都岡崎の文化的景観」が選定されました。

## 京都景観賞

- 未来に継承すべき優れた都市景観の形成に資するものや市民、事業者等による景観づくりへの活動を称え、表彰する「京都景観賞」を平成24年度から実施しています。
- 本賞には、「屋外広告物部門」、「建築部門」、「京町家部門」、「景観づくり活動部門」があります。